

# 学校法人愛知学院行動規範

平成 22 年 4 月 1 日  
制定

## 1 目的

学校法人愛知学院（以下「本学院」という。）の全教職員は、職務に係る倫理を自覚し、地域社会から信頼と尊敬を得るために自律的に行動することを目的として、この行動規範を定めます。

## 2 法令等の遵守

本学院教職員は、法令や社会規範を遵守し、公序良俗に反する行為を厳に慎み、本学院の諸規程を守り、業務上知り得た情報は適切に管理し、保持に努め、良識に従って行動します。

## 3 健全なる職場環境の構築

本学院教職員は、建学の精神「行学一体・報恩感謝」を実現するため一致協力し、安全で良好な職場環境を整備するとともに、お互いの人格・人権を尊重し、いかなる差別、ハラスメントも行いません。

## 4 人材の育成による社会への貢献

本学院教職員は、建学の精神に則り、教育研究を行い、高い教養と専門的な能力を培い、社会から求められる人材の育成に努めます。そのために学習環境を整備し、教育課程の改善と授業の改善を行い、常に教育と研究の質の向上を図ります。

## 5 公正かつ適正な入学者選抜

本学院教職員は、多様な受験の機会を提供し、公正かつ適正な入学者選抜を行うとともに、関係するあらゆる情報の管理等に細心の注意を払い、厳正な入学者選抜を行います。

## 6 積極的な情報開示

本学院教職員は、学生生徒・卒業生・保護者ばかりでなく、社会全体に対し、教育研究活動状況や財政状況等を適切に開示し、本学院に対する理解と信頼の確保に努めます。

## 7 資産等の適正な管理

本学院教職員は、資産及び外部資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的にのみ使用します。また、取引先の選定を行うに当たっては、合理的かつ公正に行い、更に自己の立場を利用した取引は行いません。

### 附則

この規範は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。